原子力等防災計画　新旧対照表

<table>
<tr><th>現　行</th><th>修 正 案</th></tr>
<tr><td>
第１編　総則
第２節　防災関係機関の業務の大綱
　指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。
第１～第４（略）
第５　指定公共機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>災害予防対策</th><th>災害応急対策</th><th>災　害　復　旧</th></tr>
<tr><td>関西電力㈱</td><td></td><td>1　電力供給施設の応急対策の実施
2　関西電力が運転する原子力発電所において原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合の情報提供</td><td>被災電力供給施設の復旧</td></tr>
</table>

第３節　兵庫県に係る原子力施設等の現状
第１　（略）
第２　内容
１～２（略）
３放射性物質を取扱施設
（１）兵庫県における立地状況
①　核燃料物質の使用許可を受けている施設
　原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は９施設となっている（原子力規制庁、H31.4.1現在）。
　いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。
②　放射性同位元素等取扱事業所
　337事業所が所在している（原子力規制庁、H30.3.31現在）。
</td><td>
第１編　総則
第２節　防災関係機関の業務の大綱
　指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。
第１～第４（略）
第５　指定公共機関
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>災害予防対策</th><th>災害応急対策</th><th>災　害　復　旧</th></tr>
<tr><td>関西電力(株)
関西電力送配電㈱</td><td></td><td>1　電力供給施設の応急対策の実施
2　関西電力が運転する原子力発電所において原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合の情報提供</td><td>被災電力供給施設の復旧</td></tr>
</table>

第３節　兵庫県に係る原子力施設等の現状
第１　（略）
第２　内容
１～２（略）
３放射性物質を取扱施設
（１）兵庫県における立地状況
①　核燃料物質の使用許可を受けている施設
　原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は９施設となっている（原子力規制庁、R2.10.1現在）。
　いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。
②　放射性同位元素等使用事業所
　336事業所が所在している（原子力規制庁、R2.3.31現在）。
</td></tr>
</table>

現　行

【使用事業所の機関別内訳】

医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合　計
52	15	16	214	40	337

【市町別事業所数】

市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
神戸市	103	たつの市	7	養父市	1	神河町	0
姫路市	32	赤穂市	5	丹波市	8	市川町	1
尼崎市	28	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1
明石市	12	宝塚市	11	朝来市	2	太子町	0
西宮市	19	三木市	1	淡路市	0	上郡町	3
洲本市	4	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	3
芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0
伊丹市	18	小野市	2	猪名川町	2	新温泉町	0
相生市	4	三田市	3	多可町	0		
豊岡市	7	加西市	5	稲美町	0		
加古川市	22	丹波篠山市	1	播磨町	7		

③　放射性医薬品使用施設

57 施設が所在している（アイソトープ等流通統計、H30。②の施設と重複あり。）。

(2) 過去の災害事例

①　自然災害による被害事例（略）

②　その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。過去には従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

型別＼年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	17
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	11
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	29

修 正 案

【使用事業所の機関別内訳】

医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合　計
53	16	15	212	40	336

【市町別事業所数】

市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
神戸市	102	たつの市	8	養父市	1	神河町	0
姫路市	34	赤穂市	5	丹波市	7	市川町	0
尼崎市	27	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1
明石市	11	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0
西宮市	23	三木市	1	淡路市	0	上郡町	4
洲本市	3	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	4
芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	0
相生市	3	三田市	3	多可町	0		
豊岡市	5	加西市	5	稲美町	0		
加古川市	23	丹波篠山市	0	播磨町	6		

③　放射性医薬品使用施設

58 施設が所在している（（公社）日本アイソトープ協会、R 元年度。②の施設と重複あり。）。

(2) 過去の災害事例

①　自然災害による被害事例（略）

②　その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

型別＼年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	24
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
汚染・漏えい	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	15
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	41

現　行	修 正 案
第２編　災害予防計画 第１章　基本方針（略） 第２章　応急対策への備えの充実 第１節　組織体制の整備 第１　（略） 第２　内容 １～５（略） ６　災害時の協定を通じた連携 県及び市町は、災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努めることとする。	第２編　災害予防計画 第１章　基本方針（略） 第２章　応急対策への備えの充実 第１節　組織体制の整備 第１　（略） 第２　内容 １～５（略） ６　災害時の協定を通じた連携 県及び市町は、災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努めることとする。

現　行	修 正 案

現行

〔参考：関西広域連合と民間事業者との協定〕

協定締結日	協定元	協定先	協定内容
平成23年9月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供
平成25年2月25日	関西広域連合	ﾌﾟﾛｸﾀｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ（P&G）・ｼﾞｬﾊﾟﾝ	救援物資の提供及び調達
平成25年3月5日	関西広域連合 近畿2府7県	ヘリコプター事業者（6社）	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送
平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用
平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等
平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援
平成27年5月17日	関西広域連合	ﾗｲｵﾝｽﾞｸﾗﾌﾞ国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等
平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供
平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等

修正案

〔参考：関西広域連合と民間事業者との協定〕

協定締結日	協定元	協定先	協定内容
平成25年8月29日	関西広域連合	関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	危機発生時においてゴルフ場施設における支援
平成23年9月～	関西広域連合	コンビニ、外食事業者等	帰宅困難者への水道水やトイレなどのサービスの提供
平成25年2月25日	関西広域連合	ﾌﾟﾛｸﾀｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ（P&G）・ｼﾞｬﾊﾟﾝ	救援物資の提供及び調達
平成25年3月5日	関西広域連合 近畿2府7県	ヘリコプター事業者（6社）	災害等緊急時におけるヘリによる物資・人員の輸送
平成25年3月27日	関西広域連合	近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	災害発生時の人員や物資の運搬に船舶を利用
平成25年3月29日	関西広域連合	阪神・淡路まちづくり支援機構	災害発生時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等
平成27年5月17日	関西広域連合	ﾗｲｵﾝｽﾞｸﾗﾌﾞ国際協会335複合地区	ボランティアに対する支援
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県放射線技師会、日本放射線技師会	原子力災害時の放射線技師の派遣
平成27年8月17日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県宅建業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供等
平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供
平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等
令和2年3月19日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	トヨタL&F近畿（株）、トヨタL&F兵庫（株）、トヨタL&F奈良（株）、トヨタL&F和歌山（株）、トヨタL&F岡山（株）、トヨタL&F徳島（株）	基幹的物資拠点及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供
令和2年3月26日	関西広域連合 近畿2府6県 4政令市	西日本電信電話（株）、関西電力（株）、大阪ガス（株）	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力

現　行

第６節　防護措置にかかる体制の整備

第１　（略）

第２　内容

１　（略）

２　活動用資機材の整備

県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。

【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】　（平成30年４月１日現在）

種　類	数量	種　類	数量
放射線防護服	96	放射線測定器（空間線量計）	
放射性ヨウ素対応吸収缶	390	電離箱式	27
ポケット線量計	903	ＧＭ計数管式	200
中性子線測定可能なもの	(21)	シンチレーション式	4
		中性子線用	7

【県が保有している資機材】　（平成30年４月１日現在）

種　類	数量	種　類	数量
放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）	
放射性ヨウ素対応吸収缶	24	電離箱式	3
ポケット線量計	11	ＧＭ計数管式	2

※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。

３～４（略）

５　汚染検査、避難退域時検査の体制整備

(1) 資機材の整備

県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。

【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】　（平成30年４月１日現在）

種　類	数量	種　類	数量
被除染者用簡易衣服	440	表面汚染検査計	
除染剤散布器	33	ＧＭ計数管式	105
除染シャワー	27	シンチレーション式	2

【県が保有している資機材】　（平成30年４月１日現在）

種　類	数量
ＧＭ計数管式表面汚染検査計	1

※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。

修 正 案

第６節　防護措置にかかる体制の整備

第１　（略）

第２　内容

１　（略）

２　活動用資機材の整備

県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。

【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】　（令和２年４月１日現在）

種　類	数量	種　類	数量
放射線防護服	96	放射線測定器（空間線量計）	
放射性ヨウ素対応吸収缶	368	電離箱式	26
ポケット線量計	933	ＧＭ計数管式	197
中性子線測定可能なもの	(30)	シンチレーション式	5
		中性子線用	7

【県が保有している資機材】　（令和２年４月１日現在）

種　類	数量	種　類	数量
放射線防護服	0	放射線測定器（空間線量計）	
放射性ヨウ素対応吸収缶	0	電離箱式	3
ポケット線量計	10	ＧＭ計数管式	2

※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。

３～４（略）

５　汚染検査、避難退域時検査の体制整備

(1) 資機材の整備

県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。

【消防本部・県消防航空隊が保有している資機材】　（令和２年４月１日現在）

種　類	数量	種　類	数量
被除染者用簡易衣服	464	表面汚染検査計	
除染剤散布器	32	ＧＭ計数管式	107
除染シャワー	29	シンチレーション式	3

【県が保有している資機材】　（令和２年４月１日現在）

種　類	数量
ＧＭ計数管式表面汚染検査計	1

※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。

現　行	修 正 案
（２）（略） ６～８（略） 第８節　原子力防災に関する知識の普及啓発 第１　（略） 第２　内容 １（略） ２　専門的情報の提供 　県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。 (1) 放射性物質や放射線に関する情報 「放射線被ばくに関するQ&A」 https://www.nirs.qst.go.jp/information/qa/qa.php (2) 放射線による健康影響等に関する情報 環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」 https://www.env.go.jp/chemi/rhm/h29kisoshiryo.html (3) ～(4)　（略） ３～４　（略）	（２）（略） ６～８（略） 第８節　原子力防災に関する知識の普及啓発 第１　（略） 第２　内容 １（略） ２　専門的情報の提供 　県及び市町は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努めることとする。 (1) 放射性物質や放射線に関する情報 「放射線被ばくのQ&A」 https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html (2) 放射線による健康影響等に関する情報 環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」 https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo.html (3) ～(4)　（略） ３～４　（略）

現　行	修 正 案
第３編　災害応急対策計画 第１章（略） 第２章　迅速な応急活動体制の確立 第１節　組織の設置 第１　趣旨（略） 第２　内容 １　県の組織 (1)　兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ①　組織の概要	第３編　災害応急対策計画 第１章（略） 第２章　迅速な応急活動体制の確立 第１節　組織の設置 第１　趣旨（略） 第２　内容 １　県の組織 (1)　兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ①　組織の概要

現行

名　称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部
その他	1　災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2　本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 　神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3　災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4　国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5　災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1　災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

修正案

名　称	兵庫県災害対策（支援）本部	兵庫県災害対策地方本部
その他	1　災害対策本部が設置されたときは、兵庫県警察災害警備本部等、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2　本部長は、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 　神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力送配電、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3　災害対策本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4　国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする（核燃料物質等の事業所外運搬に係る災害の場合）。 5　災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1　災害対策地方本部の運営に当たっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

<table>
<tr><th>現　行</th><th>修 正 案</th></tr>
<tr><td>
（２）～（６）（略）
２～３（略）
第２節　（略）
第３節　情報の収集・伝達
第１款　災害情報の収集・伝達
第１　趣旨（略）
第２　内容
１～３（略）
４　支援要請
○市町からの主な緊急対策支援要請
<table>
<tr><th>部</th><th>要請事項</th><th>支援要請系統</th></tr>
<tr><td>災害対策本部
事　務　局</td><td>航空輸送の要請</td><td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
新関西国際空港(株) ←（事務局）
神戸空港管理事務所 ←（事務局）
但馬空港ターミナル(株) ←（事務局）</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>部</th><th>要請事項</th><th>支援要請系統</th></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>ライフラインの優先復旧(医療機関関係)</td><td>NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) ←（医務課）
関西電力 ←（医務課）
大阪ガス ←（医務課）
（一社）兵庫県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会 ←（医務課）</td></tr>
</table>
第３節～第６節（略）
第３章　円滑な応急活動の展開
第１節～第２節（略）
第３節　屋内退避等の実施
第１（略）
</td><td>
（２）～（６）（略）
２～３（略）
第２節　（略）
第３節　情報の収集・伝達
第１款　災害情報の収集・伝達
第１　趣旨（略）
第２　内容
１～３（略）
４　支援要請
○市町からの主な緊急対策支援要請
<table>
<tr><th>部</th><th>要請事項</th><th>支援要請系統</th></tr>
<tr><td>災害対策本部
事　務　局</td><td>航空輸送の要請</td><td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
関西エアポート（株） ←（事務局）
神戸空港管理事務所 ←（事務局）
但馬空港ターミナル(株) ←（事務局）</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>部</th><th>要請事項</th><th>支援要請系統</th></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>ライフラインの優先復旧(医療機関関係)</td><td>NTT西日本 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
水道事業者 ← 企業庁水道課(生活衛生課) ←（医務課）
関西電力
関西電力送配電 ←（医務課）
大阪ガス ←（医務課）
（一社）兵庫県LPｶﾞｽ協会 ←（医務課）</td></tr>
</table>
第３節～第６節（略）
第３章　円滑な応急活動の展開
第１節～第２節（略）
第３節　屋内退避等の実施
第１（略）
</td></tr>
</table>

現　行	修 正 案
第２　内容 １（略） ２　屋内退避の実施 (1) 屋内退避の指示（略） (2) 屋内退避の際の注意事項 県及び市町は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知することとする。 ①　屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。 ②　地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。 ③　県や市からの指示があるまでは外出を控えること。 ④　ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。 ⑤　放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。 ⑥　食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。 ⑦　テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。 ３　避難・一時移転の実施 市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。 また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きによ	第２　内容 １（略） ２　屋内退避の実施 (1) 屋内退避の指示（略） (2) 屋内退避の際の注意事項 県及び市町は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知することとする。 ①　屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。 ②　地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。 ③　県や市からの指示があるまでは外出を控えること。 ④　ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。 ⑤　放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。 ⑥　食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。 ⑦　テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。 ⑧　感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。 ３　避難・一時移転の実施 市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。 また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きによ

現　行	修 正 案
り自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。	り自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。 さらに、感染症流行下において、避難・一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。
４　避難退域時検査の実施 （略） (1) 避難退域時検査場所の開設（略） (2) 避難退域時検査場所の運営 県及び市町は、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行うこととする。 避難退域時検査の開設・運営にあたっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得ることとする。	４　避難退域時検査の実施 （略） (1) 避難退域時検査場所の開設（略） (2) 避難退域時検査場所の運営 県及び市町は、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行うこととする。 避難退域時検査の開設・運営にあたっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得ることとする。 感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、３つの密を避ける。
(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法 （略） ５～７（略） 第４節～第６節（略） 第７節　飲食物の出荷制限、摂取制限 第１　趣旨 放射性物質により汚染された飲食物等の出荷制限、摂取制限について定める。	(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法 （略） ５～７（略） 第４節～第６節（略） 第７節　飲食物の摂取制限及び出荷制限 第１　趣旨 放射性物質により汚染された飲食物等の摂取制限、出荷制限について定める。

現　行	修 正 案
第２　内容 １　地域生産物の摂取制限等 　県は、対象原子力災害等発生時において以下の基準を超える場合は、対象地域の地域生産物※の出荷制限・摂取制限を実施することとする。 ２　スクリーニング検査の実施 　県は、国等が実施する緊急時モニタリングの結果、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域が県内に存在することが判明したときは、国の指導・助言又は独自の判断により、スクリーニングの検査計画を策定し、検査行うこととする。 ３～７　（略） 第８節～第９節（略） 第 10 節　放射性物質の不法廃棄等への対応 第１　（略） 第２　内容 １　管理下にない放射性物質の発見 　県は、管理下にない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。 　（略） 【連絡先】 原子力規制委員会　原子力規制庁　原子力災害対策・核物質防護課事故対処室 ＴＥＬ　０３－５１１４－２１１２ ＦＡＸ　０３－５１１４－２１８３	第２　内容 １　地域生産物の摂取制限 　県は、対象原子力災害等発生時において以下の基準を超える場合は、対象地域の地域生産物※の摂取制限を実施することとする。 ２　スクリーニング検査の実施 　県は、国等が実施する緊急時モニタリングの結果、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域が県内に存在することが判明したときは、国の指示・要請又は独自の判断により、スクリーニングの検査計画を策定し、検査行うこととする。 ３～７　（略） 第８節～第９節（略） 第 10 節　放射性物質の不法廃棄等への対応 第１　（略） 第２　内容 １　管理下にない放射性物質の発見 　県は、管理下にない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。 　（略） 【連絡先】 原子力規制委員会　原子力規制庁　総務課事故対処室 ＴＥＬ　０３－５１１４－２１１２ ＦＡＸ　０３－５１１４－２１８３

現　行	修 正 案
参考　原子力防災用語解説 別表　緊急事態区分及びＥＡＬ	参考　原子力防災用語解説 別表　緊急事態区分及びＥＡＬ

現行

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
警戒事態	①　原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ②　原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④　全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦　原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨　重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩　燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪　当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫　当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬　ｵﾝｻｲﾄ統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭　当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

修正案

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
警戒事態	①　原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④　非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨　重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩　燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪　当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫　当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬　ｵﾝｻｲﾄ統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭　当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

原子力等防災計画

現　行

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
施設敷地緊急事態	①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦　原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

修　正　案

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
施設敷地緊急事態	①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

原子力等防災計画

現　行

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
全面緊急事態	①　原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤　全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧　蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩　原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

修 正 案

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
全面緊急事態	①　原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧　蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。